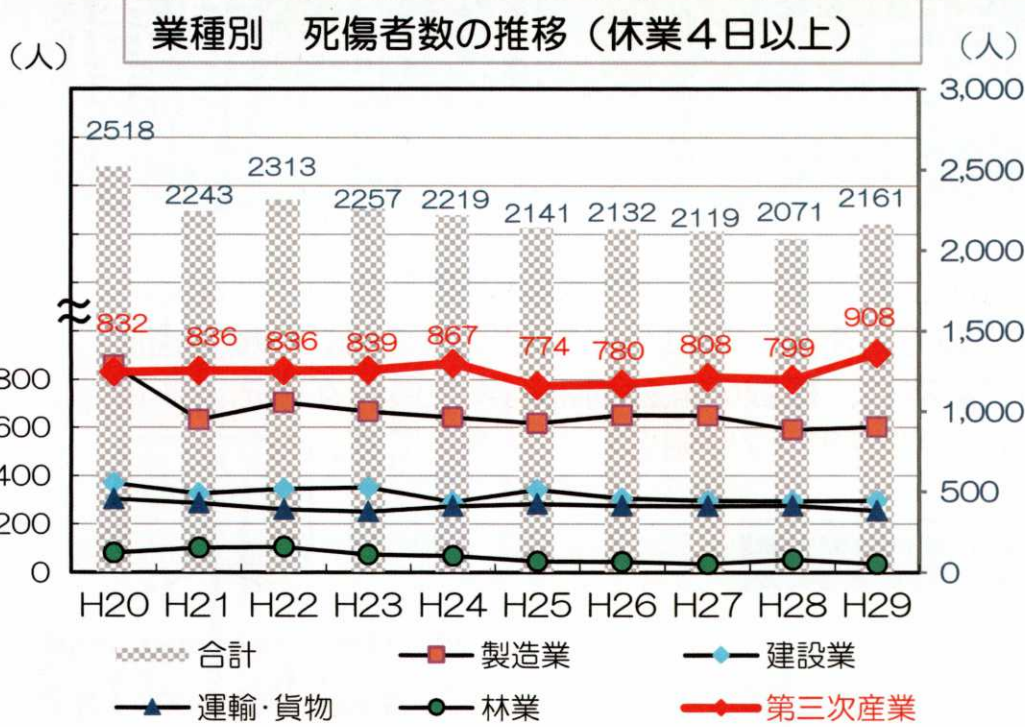


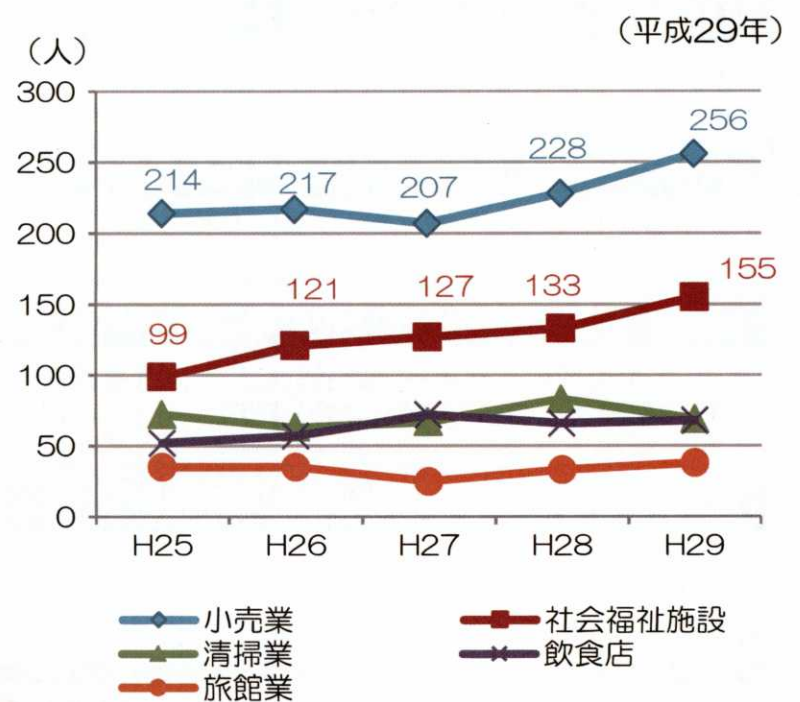
三重県内の労働災害の現状(第三次産業)



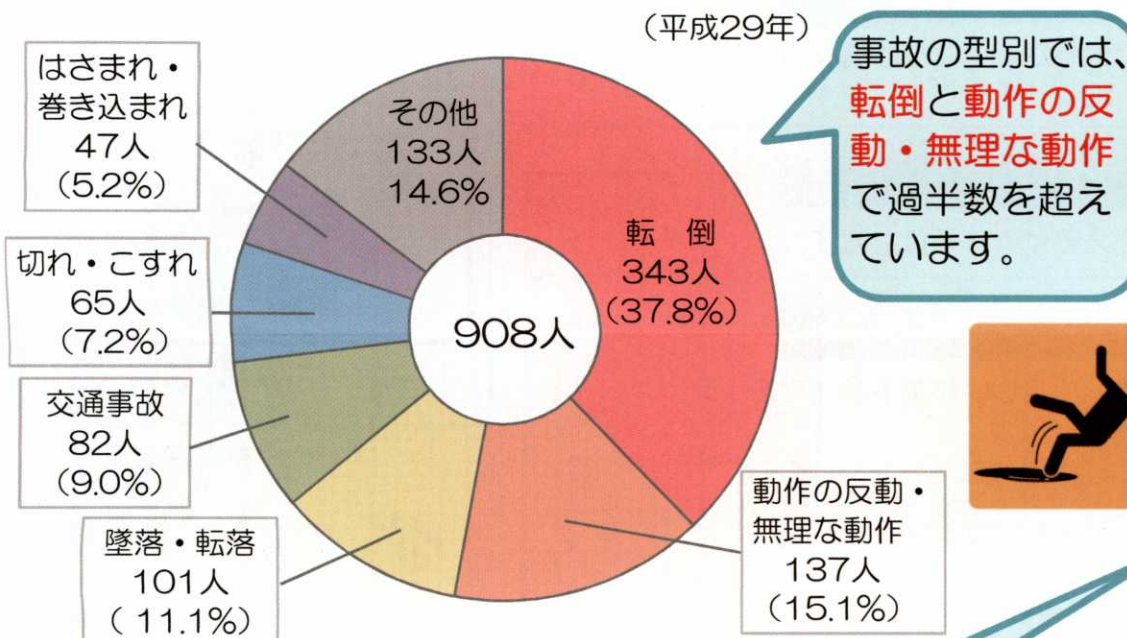
労働災害による死傷者数は、全産業では減少傾向にありますが、**第三次産業では増加傾向**にあります。平成29年に被災した死傷者は908人に上り、**全産業の4割以上**を占めています。

第三次産業において、**小売業、社会福祉施設**では死傷者数が**急増**しています。

第三次産業における業種別 災害発生状況



第三次産業における事故の型別 災害発生状況

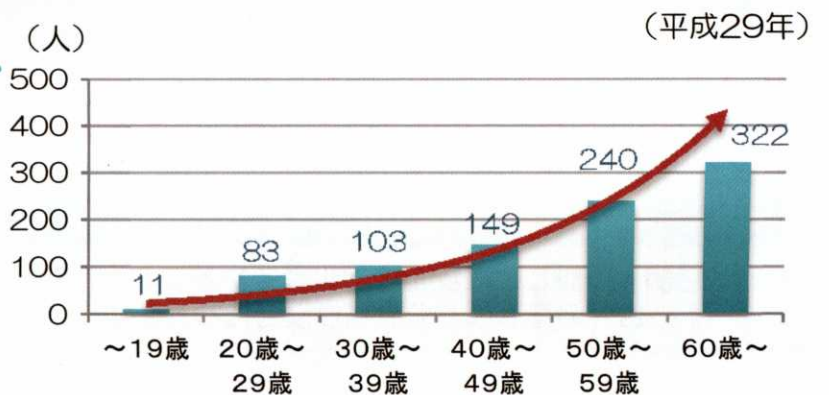


事故の型別では、**転倒と動作の反動・無理な動作**で過半数を超えています。

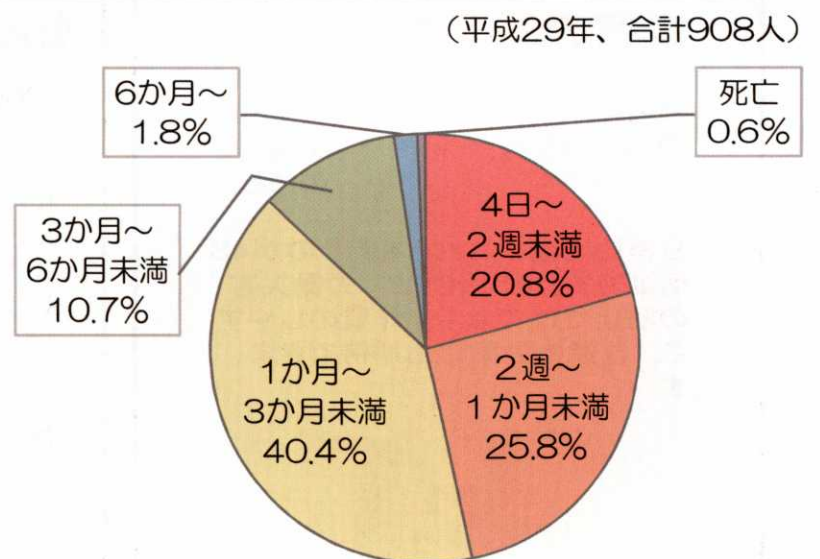


特に**高齢者**ほど労働災害のリスクが高くなっています。また、労働災害による休業期間は、死傷者の**過半数が1か月以上**と長期になっています。

第三次産業における事故の年齢別 災害発生状況



第三次産業における 傷病の程度別災害発生状況



平成29年に発生した第三次産業における災害事例

事故の型	職種	年代	業種	休業見込期間	災害発生状況
転倒	配送作業員	60代	小売業(スーパー)	4か月	厨房で床掃除作業中、濡れた路面を歩いていた際に転倒し、右膝を骨折した。
転倒	介護職	60代	社会福祉施設	3週間	浴室の清掃中、浴槽を洗おうと浴槽内に入ったところ、足が滑り転倒した。
動作の反動・無理な動作	介護職	50代	社会福祉施設	4週間	トイレ介助中、利用者の腰を持ち上げた際、腰の右側に痛みを感じ、肋骨を骨折した。
墜落・転落	販売員	50代	小売業(薬局)	2か月	売場で脚立に乗って作業後、脚立から降りようとしたところ、足を踏み外し転落した。
墜落・転落	介護ヘルパー	70代	社会福祉施設	1か月	訪問介護利用者宅の外階段を清掃中、足を踏み外して転落し、頭部および顔面を強打した。
交通事故	配達員	40代	小売業(宅配)	2週間	配達中、降雪で路面凍結していたためスリップして車が反転し、胸を強打した。

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページなどをご覧ください。三重労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 「第三次産業における労働災害防止対策について」(安全衛生についての資料)
- 「職場のあんぜんサイト：災害事例」(災害事例・ヒヤリハット事例)
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」

- http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html>
- <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyou.html>



働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業、社会福祉施設の労働災害の減少に向けて～

三重労働局では、小売業、社会福祉施設において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



①経営トップによる安全衛生方針の表明

・トップが安全衛生の基本方針を策定し、従業員全員に表明しましょう。

②4S活動＝労働災害の原因を取り除く

・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。

③KY活動＝潜んでいる危険を見つける

・KY活動では、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

④危険の「見える化」＝危険を周知する

・職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）することです。

⑤安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ

・従業員の安全意識の啓発と「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順（マニュアル）」などを従業員に周知する安全教育・研修が必要です。

⑥安全意識の啓発＝全員参加により安全意識を高める

・安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

⑦安全推進者の配置

・店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

策定例 策定日 平成●●年 月 日
 発布日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 （白線で書きましょう）

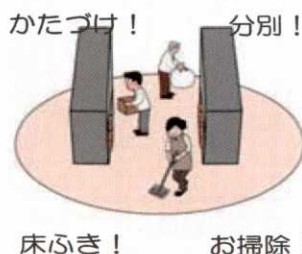


4S活動

災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

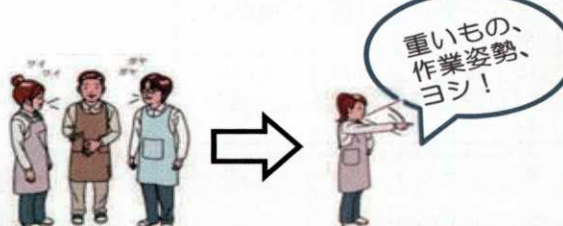


KY活動

潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険 (K) ・ 予知 (Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



「見える化」

危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。

